

---

令和7年 第139回(定例)新温泉町議会会議録(第5日)

令和7年9月25日(木曜日)

---

議事日程(第5号)

令和7年9月25日 午前9時開議

- 日程第1 諸報告
- 日程第2 認定第1号 令和6年度新温泉町一般会計歳入歳出決算の認定について(決算特別委員会委員長報告)
- 日程第3 認定第2号 令和6年度新温泉町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について(決算特別委員会委員長報告)
- 日程第4 認定第3号 令和6年度新温泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について(決算特別委員会委員長報告)
- 日程第5 認定第4号 令和6年度新温泉町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について(決算特別委員会委員長報告)
- 日程第6 認定第5号 令和6年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計歳入歳出決算の認定について(決算特別委員会委員長報告)
- 日程第7 認定第6号 令和6年度新温泉町七釜温泉配湯事業特別会計歳入歳出決算の認定について(決算特別委員会委員長報告)
- 日程第8 認定第7号 令和6年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計決算の認定について(決算特別委員会委員長報告)
- 日程第9 認定第8号 令和6年度新温泉町水道事業会計決算の認定について(決算特別委員会委員長報告)
- 日程第10 認定第9号 令和6年度新温泉町下水道事業会計決算の認定について(決算特別委員会委員長報告)
- 日程第11 認定第10号 令和6年度新温泉町公立浜坂病院事業会計決算の認定について(決算特別委員会委員長報告)
- 日程第12 発議第4号 新温泉町議会基本条例の制定について
- 日程第13 発議第5号 新温泉町議会議員政治倫理条例の制定について
- 日程第14 発議第6号 新温泉町議会委員会条例の一部改正について
- 日程第15 議員派遣について
- 日程第16 委員会の閉会中における所管事務調査の申出について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 諸報告
- 日程第2 認定第1号 令和6年度新温泉町一般会計歳入歳出決算の認定について(決算

- 特別委員会委員長報告)
- 日程第3 認定第2号 令和6年度新温泉町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について(決算特別委員会委員長報告)
- 日程第4 認定第3号 令和6年度新温泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について(決算特別委員会委員長報告)
- 日程第5 認定第4号 令和6年度新温泉町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について(決算特別委員会委員長報告)
- 日程第6 認定第5号 令和6年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計歳入歳出決算の認定について(決算特別委員会委員長報告)
- 日程第7 認定第6号 令和6年度新温泉町七釜温泉配湯事業特別会計歳入歳出決算の認定について(決算特別委員会委員長報告)
- 日程第8 認定第7号 令和6年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計決算の認定について(決算特別委員会委員長報告)
- 日程第9 認定第8号 令和6年度新温泉町水道事業会計決算の認定について(決算特別委員会委員長報告)
- 日程第10 認定第9号 令和6年度新温泉町下水道事業会計決算の認定について(決算特別委員会委員長報告)
- 日程第11 認定第10号 令和6年度新温泉町公立浜坂病院事業会計決算の認定について(決算特別委員会委員長報告)
- 日程第12 発議第4号 新温泉町議会基本条例の制定について
- 日程第13 発議第5号 新温泉町議会議員政治倫理条例の制定について
- 日程第14 発議第6号 新温泉町議会委員会条例の一部改正について
- 日程第15 議員派遣について
- 日程第16 委員会の閉会中における所管事務調査の申出について

---

出席議員(16名)

- |     |        |     |       |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番  | 中村茂君   | 2番  | 西村龍平君 |
| 3番  | 澤田俊之君  | 4番  | 米田雅代君 |
| 5番  | 岡坂遼太君  | 6番  | 森田善幸君 |
| 7番  | 浜田直子君  | 8番  | 河越忠志君 |
| 9番  | 竹内敬一郎君 | 10番 | 重本静男君 |
| 11番 | 岩本修作君  | 12番 | 宮本泰男君 |
| 13番 | 中井勝君   | 14番 | 中井次郎君 |
| 15番 | 小林俊之君  | 16番 | 池田宜広君 |
-

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 ..... 島 木 正 和君 書記 ..... 中 家 亨君

説明のため出席した者の職氏名

町長 ..... 西 村 銀 三君 副町長 ..... 西 村 徹君  
教育長 ..... 森 田 篤 志君 温泉総合支所長 ..... 小 谷 豊君  
牧場公園園長 ..... 廣 瀬 泰 徳君 総務課長 ..... 中 井 勇 人君  
企画課長 ..... 西 脇 一 行君 税務課長 ..... 石 原 通 孝君  
町民安全課長 ..... 村 尾 国 治君 健康課長 ..... 島 田 秀 則君  
福祉課長 ..... 松 本 晃 君 商工観光課長 ..... 谷 口 薫君  
農林水産課長 ..... 原 憲 一君 建設課長 ..... 森 田 忠 浩君  
上下水道課長 ..... 谷 岡 文 彦君 浜坂病院事務長 ..... 松 岡 宏 典君  
介護老人保健施設ささゆり事務長 中 島 昌 彦君 会計管理者 ..... 山 本 幸 治君  
こども教育課長 ..... 朝 野 繁 君 生涯教育課長 ..... 中 尾 良 平君  
代表監査委員 ..... 島 田 信 夫君

午前9時00分開議

○議長（池田 宜広君） 皆さん、おはようございます。

第139回新温泉町議会定例会5日目の会議を開催するに当たり、議員各位には御参集を賜り、厚くお礼を申し上げます。

本日は、令和6年度一般会計及び特別会計、公営企業会計の決算認定を中心に議事を進めてまいりたいと存じます。

議員各位におかれましては、諸般の議事運営に御協力を賜り、適切妥当な議決が得られますようお願いを申し上げ、開会の御挨拶といたします。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので、第139回新温泉町議会定例会5日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

日程第1 諸報告

○議長（池田 宜広君） 日程第1、諸報告に入ります。

議長から報告をいたします。

令和7年9月12日の会議以来、それぞれの会合に出席をしておりますが、別紙の議

会対外的活動報告を見ていただくことで省略をいたします。

次に、議会運営委員会が令和7年9月12日に開かれておりますので、委員長から報告をお願いします。

岩本委員長。

○議会運営委員会委員長（岩本 修作君） それでは、議会運営委員会の報告をさせていただきます。

委員会の開催日は、令和7年9月12日の本会議終了後であります。

協議事項について報告をいたします。第139回新温泉町議会定例会提出議案、議事運営についてでございます。

議会提出追加議案についてです。発議第4号、新温泉町議会基本条例の制定について、発議第5号、新温泉町議会議員政治倫理条例の制定について、発議第6号、新温泉町議会委員会条例の一部改正について、以上3件であります。

次に、議事日程及び議事運営についてですが、資料に掲載していますので、御清覧のほうよろしく願いいたします。

次に、閉会中の継続調査申出についてですが、議長に申し出することといたします。

以上で報告といたします。

○議長（池田 宜広君） 岩本委員長、御苦労さまでした。

以上で諸報告を終わります。

---

## 日程第2 認定第1号

○議長（池田 宜広君） 日程第2、認定第1号、令和6年度新温泉町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本案につきましては、決算特別委員会委員長の報告を求めます。

中村委員長。

○決算特別委員会委員長（中村 茂君） おはようございます。それでは、決算特別委員会の報告を申し上げます。

当委員会に付託されました認定第1号、令和6年度新温泉町一般会計歳入歳出決算の認定については、令和7年9月17日、19日、22日及び24日に委員会を開催し、審査を行いました。

審査の過程につきましては、15名で構成する委員会でありましたので、詳細については省略し、審査結果のみ報告いたします。

認定第1号、令和6年度新温泉町一般会計歳入歳出決算の認定については、採決の結果、賛成多数で認定することに決定いたしました。

以上、決算特別委員会の報告といたします。

○議長（池田 宜広君） 委員長の報告は終わりました。

審査報告に対する質疑は、議長を除く15名の議員で構成された委員会でありましたの

で、省略をいたします。

中村委員長、御苦労さまでした。

これから討論に入ります。討論はございませんか。

8番、河越忠志君。

○議員（8番 河越 忠志君） おはようございます。決算審査は数字が正しいかどうかだけではなく、事業経営が適切であるか、かつ効率的であるかを私たちが最終的に審査するものだと思っています。

その中で、先般も質疑をさせていただきましたけれども、浜坂駅前整備、あるいはリフレッシュ館、町民プールリニューアル、この2つについては、多くの最も関係の深い方々をがっかりさせる事業運営だった。まだ継続されていますのでカバーできると思いますけれども、少なくとも現時点までそうだったと思っています。また、町道の改良事業においても、地方債の枠を変更するという形の修正がなされ、その理由と全く違う形で節が変更になった。委員会で報告されれば簡単に予算が変わるのか。予算は変わらず、結果として執行が変わることは流用として認められていると認識しています。しかし、予算そのものまで、しかも繰り越した予算そのものまでが決算として変わるということについては、制度がどうあれ、私たちが看過していいものだとは思いません。

また、一般会計においては、多くの事業が例年どおり、あるいは国、県から下りてきた事業を推進する、生活にまさしく密着した部分が大半であります。そうでない部分を考えたとき、この3つの事業においても大きな部分を占めていると思います。私が学生時代は、成績について、優、良、可、60点、70点、80点という考え方でした。それが今どうなっているかは分かりませんが、15分の14が賛成で1人だけが反対、ああ、すごいねえ、90点以上だね、そんな受け取りが町の皆さんに伝わっていくと私は思います。この認定が万一否決されても、結果として行政に大きな痛手、あるいはバックするようなことは全くありません。しかし、議会のメッセージとしてこれでもいいのか、町民をがっかりさせるような運営でいいのか、全員でないにしても、最も関係した方々をがっかりさせるということは、多くの部分で、町への期待、あるいはこの町を頑張ってくれてよくしていこうと思えるような小さな集落単位での活動さえも、前に進まなくなるのではないのでしょうか。

今、地域運営組織が少しずつ整備されても、地域支援員が3年間しか予算立てされません。その後、地域運営組織は、今の制度であれば予算を全く持たず運営していく。まさしく小さな単位の運営さえも予算を配分できないような余裕のない財政状況であることは、どなたも否めないと思います。そんな中で、大きな事業が起こるときに、町の人をがっかりさせるような運営が私は決していいとは思えません。

全てバツだとは思いませんけれども、町の皆さんへのメッセージは議会として必要ではないかと考えます。皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 次に、本案に対する賛成者の討論を許可いたしますが、ありま

せんか。ございませんね。

〔賛成討論なし〕

○議長（池田 宜広君） これで討論を終わります。

これから採決に入ります。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りをいたします。本案を委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田 宜広君） 起立13名であります。よって、令和6年度新温泉町一般会計歳入歳出決算については、認定することに決定をいたしました。

暫時休憩をいたします。

午前9時11分休憩

午前9時11分再開

○議長（池田 宜広君） 再開をいたします。

ただいま休憩中に御協議をいただきましたとおり、令和6年度新温泉町特別会計歳入歳出決算及び公営企業会計決算の認定について、一括上程をし、討論、採決は会計ごとに行います。

日程第3 認定第2号 から 日程第11 認定第10号

○議長（池田 宜広君） 日程第3、認定第2号、令和6年度新温泉町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第4、認定第3号、令和6年度新温泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第5、認定第4号、令和6年度新温泉町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第6、認定第5号、令和6年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第7、認定第6号、令和6年度新温泉町七釜温泉配湯事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第8、認定第7号、令和6年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計決算の認定について、日程第9、認定第8号、令和6年度新温泉町水道事業会計決算の認定について、日程第10、認定第9号、令和6年度新温泉町下水道事業会計決算の認定について、日程第11、認定第10号、令和6年度新温泉町公立浜坂病院事業会計決算の認定についてを一括議題といたします。

本案について、決算特別委員会委員長の報告を求めます。

中村委員長。

○決算特別委員会委員長（中村 茂君） それでは、決算特別委員会の報告をいたします。

当委員会に付託されました認定第2号、令和6年度新温泉町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから認定第10号、令和6年度新温泉町公立浜坂病院事業会計決算の認定についてまでの9会計につきましては、令和7年9月24日の委員会において審査を行いました。

審査の過程につきましては、15名で構成する委員会でありますので、詳細については省略し、審査結果のみ報告を申し上げます。

審査結果は、認定第2号、令和6年度新温泉町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号、令和6年度新温泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号、令和6年度新温泉町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号、令和6年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号、令和6年度新温泉町七釜温泉配湯事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第7号、令和6年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計決算の認定について、認定第8号、令和6年度新温泉町水道事業会計決算の認定について、認定第9号、令和6年度新温泉町下水道事業会計決算の認定について、認定第10号、令和6年度新温泉町公立浜坂病院事業会計決算の認定についての5会計及び4公営企業会計につきましては、採決の結果、全会一致で認定することに決定いたしました。

以上、決算委員会の報告といたします。

○議長（池田 宜広君） 委員長の報告は終わりました。

審査報告に対する質疑は、議長を除く15名の議員で構成された委員会でありますので、省略をいたします。

中村委員長、御苦労さまでした。

認定第2号、令和6年度新温泉町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これから討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決に入ります。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りをいたします。本案を委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田 宜広君） 起立全員であります。よって、令和6年度新温泉町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定をいたしました。

認定第3号、令和6年度新温泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、これから討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決に入ります。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りをいたします。本案を委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田 宜広君） 起立全員であります。よって、令和6年度新温泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定をいたしました。

認定第4号、令和6年度新温泉町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これから討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決に入ります。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りをいたします。本案を委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田 宜広君） 起立全員であります。よって、令和6年度新温泉町介護保険事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定をいたしました。

認定第5号、令和6年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これから討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決に入ります。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りをいたします。本案を委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田 宜広君） 起立全員であります。よって、令和6年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定をいたしました。

認定第6号、令和6年度新温泉町七釜温泉配湯事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これから討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決に入ります。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りをいたします。本案を委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田 宜広君） 起立全員であります。よって、令和6年度新温泉町七釜温泉配湯事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定をいたしました。

認定第7号、令和6年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計決算の認定について、これから討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決に入ります。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りをいたします。本案を委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田 宜広君） 起立全員であります。よって、令和6年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計決算については、認定することに決定をいたしました。

認定第8号、令和6年度新温泉町水道事業会計決算の認定について、これから討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決に入ります。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りをいたします。本案を委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田 宜広君） 起立全員であります。よって、令和6年度新温泉町水道事業会計決算については、認定することに決定をいたしました。

認定第9号、令和6年度新温泉町下水道事業会計決算の認定について、これから討論に入ります。討論はございませんか。

まず、本案に対し反対者の発言を許します。

4番、米田雅代君。

○議員（4番 米田 雅代君） まずは、昨日の決算特別委員会での軽々な判断につきまして、深くおわびを申し上げます。

反対討論に入らせていただきます。この下水道事業決算におきまして、概況のところ、まず、「令和6年度は、公営企業会計原則に基づいた経理のもと」というような一文がございます。それに対しまして、15ページの指標のところ、令和6年度は決算においてコミュニティ・プラント事業の汚水処理料相当額を算入し、企業の全ての算出に入れていきますということで、数字が出てまいりました。まず、コミュニティ・プラント事業というのは、公営企業会計になじまないということで、これはずっと外されておりました。これは令和2年度、令和3年度、令和4年度、令和5年度、全てにわたって私は決算書を見ましたが、全て公営企業会計原則に基づいた経理とうたっております。それなのに、令和6年度に限り、特に経費回収率のみ変えるんだというようなことになっております。これは決算書です。決算でそのようなことが許されるのかどうなのか。それで、同僚議員のこの意図は何なのかということに聞かれたことに対して、課長は、次の事業展開において、このコミュニティ・プラントであるとか、いろんな事業をまとめたような形のものを考えているんだと、そのために今回回収率のところをコミュニティ・プラントを入れたというような答弁があったかと思えます。決算書の数字というものは、次の事業展開を考えた中で軽々に変えるものではないと私は思います。その中で、まず、この決算書が公営企業会計原則に基づいていないのであれば、まず、その説明が必要であろうかと思えます。今年度からコミュニティ・プラント事業に関しては、公営企業会計から外していたけども、我が町はこれを入れますと、まずその説明が必要であろうかと思えます。

それと、相当額という問題です。相当額であるということは、その数字の確かさを証明といいますか、きちんと説明をしていただかないといけないのではないかと。では、本当にそれを入れた数字で91.01%という経費回収率は本当にこれは正しいものなのかどうなのか。そういったところも判断しなければいけないのではないかと考えております。ですので、この決算書が本当に公営企業会計原則に基づいた経理の下で行われるとしているならば、ここの経営指標に関する事項において、これは認められないのではないかと結論に達しました。それで、どう考えてもこれは認められない、その思いの中でこの場に立たせていただいております。

ですので、議員の皆さんの賛同をお願いするようなことは私の中ではできません。ただ、私として、これは認めるわけにはいかない。決算書というものは、あくまでもきちんとした数字を出していただいて、それをどのように次に活かしていくのかということ、この資料からきちんとした数字を出していただいた中で、そこからひもといっていくものだと私は信じております。その意味で、今回、反対討論に臨ませていただきまし

た。ありがとうございます。

○議長（池田 宜広君） 暫時休憩をいたします。

午前9時28分休憩

午前9時28分再開

○議長（池田 宜広君） 再開いたします。

そのほか討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） ございませんね。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決に入ります。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りをいたします。本案を委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田 宜広君） 起立14名であります。よって、令和6年度新温泉町下水道事業会計決算については、認定することに決定をいたしました。

認定第10号、令和6年度新温泉町公立浜坂病院事業会計決算の認定について、これから討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決に入ります。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。

お諮りをいたします。本案を委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田 宜広君） 起立全員であります。よって、令和6年度新温泉町公立浜坂病院事業会計決算については、認定することに決定をいたしました。

---

## 日程第12 発議第4号

○議長（池田 宜広君） 日程第12、発議第4号、新温泉町議会基本条例の制定についてを議題といたします。

上程議案に対する提出者の趣旨説明を求めます。

1番、中村茂君。

○議員（1番 中村 茂君） それでは、発議4号の御提案をさせていただきます。タブレットの議案をお開きいただければと思います。

発議第4号、新温泉町議会基本条例の制定について。新温泉町議会基本条例を地方自治法第112条及び新温泉町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出いたします。令和7年9月25日提出。新温泉町議会議長、池田宜広様。提出者、新温泉町議会議員、中村茂。賛成者、新温泉町議会議員、西村龍平。賛成者、新温泉町議会議員、岩本修作。

提案理由であります。議会の役割及び運営原則並びに議員の役割、責務、政治倫理等の基本的事項を定めることにより、公正かつ公平で透明な議会運営を図り、住民福祉の向上及び民主的な町政の発展に寄与するため、議会基本条例を制定するものであります。

次に、条例の内容であります。この提案する新温泉町議会基本条例は、目次にありますように、前文から第9章まで、附則含めての構成となっております。議員皆さんと町議会、あり方検討委員会を組織して議論重ねた条文でありますので、詳細説明は除かせていただきます。前文を朗読し、提案とさせていただきます。御了承ください。

新温泉町議会基本条例前文。新温泉町議会は、新温泉町町民に選出された新温泉町議会議員で構成される議事機関であり、町長と二元代表の一翼を担う意思決定機関であります。地方分権における地方自治体の自己決定、自己責任の範囲は拡大しており、自立した行政運営が重要視されております。議会は、その主要な責務である町政運営に対する監視機能と政策立案機能を強化、充実させ、新温泉町の発展と町民福祉の向上を図っていかねばなりません。日本国憲法に定める地方自治の本旨の実現を使命として活動し、地方自治法が定める規定を遵守するとともに、町民に寄り添い、信頼される議会をつくることを決意し、ここに新温泉町議会基本条例を制定するものであります。

以上が提案の説明でございます。議員皆様の全員の御承認をお願いしたいと思います。

○議長（池田 宜広君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） ございませんね。自席へ。

質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） ございませんね。これで討論を終わります。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

日程第 1 3 発議第 5 号

○議長（池田 宜広君） 日程第 1 3、発議第 5 号、新温泉町議会議員政治倫理条例の制定についてを議題といたします。

上程議案に対する提出者の趣旨説明を求めます。

1 番、中村茂君。

○議員（1 番 中村 茂君） それでは、発議第 5 号、新温泉町議会議員政治倫理条例の制定について御提案申し上げます。新温泉町議会議員政治倫理条例を地方自治法第 1 1 2 条及び新温泉町議会会議規則第 1 4 条の規定により、別紙のとおり提出いたします。令和 7 年 9 月 2 5 日提出。新温泉町議会議長、池田宜広様。提出者、新温泉町議会議員、中村茂。賛成者、新温泉町議会議員、宮本泰男。賛成者、新温泉町議会議員、中井次郎。

提案理由ですが、議会議員が町民全体の代表者として政治倫理を保持しつつ、町政に対する町民の信頼を確保し、もって公正で開かれた民主的な町政の発展に寄与するため、議会議員政治倫理条例を制定するものであります。

条例の内容説明でございますが、この新温泉町議会議員政治倫理条例は 1 2 条立てで、また、施行規則 1 0 条で構成してあるものであります。この条例は、議員の皆様で組織しました議会あり方検討委員会において議論を重ねた内容であります。詳細な説明は除きまして、第 1 条、目的を朗読し、提案とさせていただきます。御了承いただきたいと思っております。

新温泉町議会議員政治倫理条例。第 1 条、目的。この条例は、新温泉町議会議員が町民全体の代表者として政治倫理を保持し、立場上生じやすい各種ハラスメントを厳に慎むとともに、その権限または地位による影響力を不正に行使して自己または特定の者の利益を図ることがないように、必要な措置を講ずることにより、町政に対する町民の信頼を確保し、もって公正で開かれた民主的な町政の発展に寄与することを目的といたしております。

以上の提案の下で、新温泉町政治倫理条例を定めたいと思っております。議員皆様の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（池田 宜広君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 質疑を終わります。

質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

---

日程第 1 4 発議第 6 号

○議長（池田 宜広君） 日程第 1 4、発議第 6 号、新温泉町議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する提出者の趣旨説明を求めます。

6 番、森田善幸君。

○議員（6 番 森田 善幸君） 失礼します。発議第 6 号、新温泉町議会委員会条例の一部改正について。新温泉町議会委員会条例の一部を改正する条例を地方自治法第 1 1 2 条及び新温泉町議会会議規則第 1 4 条の規定により、別紙のとおり提出します。令和 7 年 9 月 2 5 日提出。新温泉町議会議長、池田宜広様。提出者、新温泉町議会議員、森田善幸。賛成者、新温泉町議会議員、澤田俊之。賛成者、新温泉町議会議員、河越忠志。

提案理由であります。新温泉町議会議員定数条例の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。定数が 1 6 名から 1 4 名になりましたので、委員会の定数に関する所要の改正を行うものです。

タブレットの審議資料を御覧ください。発議第 6 号関係ということで、最後の 1 1 ページに載っております。現行第 2 条の部分の第 1 項の総務産建常任委員会 8 人、それから、第 2 項の民生教育常任委員会 8 人を改正として、総務産建常任委員会 7 人、民生教育常任委員会 7 人というふうに改正するものであります。

議案の本文のほうに戻ってください。新温泉町議会委員会条例の一部を改正する条例ということで、先に説明しましたように、第 2 条第 1 号中、総務産建常任委員会 8 人を総務産建常任委員会 7 人に改め、同条第 2 号中、民生教育常任委員会 8 人を民生教育常任委員会 7 人に改める。附則といたしまして、この条例は公布の日以後最初に行われる常任委員の改選の日から施行するというごさいます。以上です。

○議長（池田 宜広君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 質疑を終わります。

森田議員、自席へ。

質疑を終結し、討論に入ります。討論はございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ございせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をさ

れました。

---

#### 日程第15 議員派遣について

○議長（池田 宜広君） 日程第15、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りをいたします。議員派遣につきましては、お手元に配付しました1件に派遣することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣につきましては、お手元に配付しましたとおり派遣することに決定をいたしました。

---

#### 日程第16 委員会の閉会中における所管事務調査の申出について

○議長（池田 宜広君） 日程第16、委員会の閉会中における所管事務調査の申出についてを議題といたします。

お諮りをいたします。各常任委員会及び議会運営委員会から、別紙のとおり、閉会中における所管事務調査の申出が出されておりますので、これを承認したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、申出のとおり承認することに決定をいたしました。

---

○議長（池田 宜広君） お諮りをいたします。今期定例会の会議に付されました事件は全て議了をいたしました。よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会は本日をもって閉会することに決定をいたしました。

第139回新温泉町議会定例会閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

今期定例会は、去る令和7年9月3日の開会以来、本日まで行政に対する重要な課題及び令和6年度決算認定などを審議してまいりました。審議に当たりましては、議員各位の極めて熱心な御審議により、それぞれ適切妥当な結論を得られたものであり、その御精励に対し深く敬意を表するとともに、心より厚くお礼を申し上げます。

特に、今回提案をされました令和6年度決算認定につきましては、決算特別委員会に付託し、4日間にわたり審査をお願いいたしました。この間、中村茂決算特別委員長及び森田善幸副委員長におかれましては、大変な御労苦を賜り、厚くお礼を申し上げます。また、町長はじめ執行部の皆さんにおかれましては、誠意を尽くした説明をいただき、深く敬意を表します。議会審議の過程での意見、特に決算審査において表明をされた意

見を十分に尊重され、今後の町政運営に反映されますよう強く望むものであります。

結びに、議員各位並びに町当局におかれましては、町政進展のため御努力を賜りますよう御祈念申し上げ、閉会の挨拶といたします。

町長挨拶。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 令和7年9月定例会の閉会に当たり、お礼の御挨拶を申し上げます。

今期定例会におきましては、私どもの提案させていただきました議案につき、慎重な御審議の上、御議決を賜りました。厚くお礼を申し上げます。議員各位におかれましては、終始精力的に御審議を賜りましたこと、重ねてお礼を申し上げます。決算特別委員会、補正予算、さらには一般質問等で賜りました御意見、御提案を今後の行政運営に反映すべく、努力をいたしたいと存じます。

終わりに、議員各位におかれましては、秋冷のみぎり御自愛をいただき、ますますの御活躍をお祈り申し上げ、閉会の御挨拶といたします。誠にありがとうございました。

○議長（池田 宜広君） 以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって第139回新温泉町議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午前9時47分閉会

---